

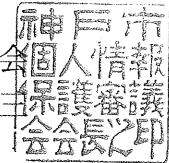


(写)

答申第900号
令和2年9月2日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、令和2年8月24日付け神建下計第374号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

電子申請受付システムを利用した排水管理報告書への個人情報の入力について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

- 1 神戸市下水道条例に基づく排水管理報告書の徴収にあたり、個人事業主情報等の個人情報を取扱うために、兵庫県電子申請共同運営システムを活用することは、個人事業主等の申請手続きに係る利便性が向上し、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害するとのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

電子申請受付システムを利用した排水管理報告書への
個人情報の入力について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

別紙
答申900

【排水管理報告書に関する情報】

- ・申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・工場又は事業場の名称
- ・排水管理責任者氏名及び所属、連絡先電話番号(携帯電話含む)及びメールアドレス
- ・報告する期間
- ・水質測定結果
- ・総排水量及び除害施設等の処理水量
- ・操業日数及び除害施設等の稼働日数
- ・1日当たりの排水量及び除害施設等の1日当たりの処理水量
- ・排除基準超過の報告内容
- ・廃棄物の種類、量及び処分の方法
- ・水処理に使用した薬品の種類と量
- ・届出内容、排水の水質等に関連する変更等の有無
- ・機器のメンテナンス等で取った処置内容

※個人情報に該当する項目

○申請者が個人事業主の場合

- ・申請者の氏名
- ・排水管理責任者氏名、連絡先電話番号(携帯電話含む)及びメールアドレス

○申請者が法人の場合

- ・排水管理責任者氏名、連絡先電話番号(携帯電話含む)及びメールアドレス
(責任者は代表者ではなく、一般社員である場合が多いため)